

村営住宅 修繕アンケート

団地名 _____ 第 _____ 団地

氏名 _____ (印)

連絡先 _____

現在、村営住宅の修繕箇所を確認しております。貴方の住宅で修繕個所がございましたら、記載してくださいますようお願いいたします。

また、修繕順序は重要度の高い個所から修繕させていただきますので、ご了承ください。

修繕箇所 記入欄

座間味村役場 総務課
村営住宅係 梅田 伸也
TEL : 098-987-2311
FAX : 098-987-2004

(修繕費用の負担)

第 21 条 村営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、村の負担とする。

- 2 村長は、前項の規定にもかかわらず、借上げ村営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。
- 3 入居者の責に帰すべき理由によって第 1 項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、村長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。